

南砺市農業委員会第14回総会会議録

- 1.招集日時 令和 3年 8月 4日
- 2.開会時刻 令和 3年 9月 2日 午後1時55分
- 3.閉会時刻 令和 3年 9月 2日 午後2時45分
- 4.場 所 福光庁舎 別館3階 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 20名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第62号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第63号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第64号 農地の非農地証明願いについて

第3 報告事項

報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 田原 雅之、副主幹 小幡 抄由里

9.会議の概要

事務局長

定刻より若干早いですが、皆さんお揃いですので始めたいと思います。本日は雨が降っていますが、このあとコシヒカリを刈らないといけない早生と中生の合間の時期です。今年産につきまして、富山県は平年並みで推移していますが、来年の生産調整に向けた話になると非常に心配しております。議会でも話がでてきているところです。全国的にコロナ患者が増えてきています。この会議につきましても、このまま感染者数が減ってこないと会議の在り方を考えていかないといけないという話もでていきますので、その点ご協力をお願いしたいと思います。

南砺市では現在5つの面土改がありますが、この合併も進められています。来年2月1日から南砺市土地改良区という形になりますが、8月11日に設立委員会に移行し、このあと合併前に引越しを始めていきたいと考えています。11月20日過ぎから城端庁舎向かいの起業家支援センター2階に順々に入る予定ですので、よろしく願いいたします。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数20名中20名全員出席であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。

会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長

米の収穫で大変お忙しい中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

事務局長より報告がありましたが、コロナの影響等で米の消費が伸びておりません。大変残念なことです。また出荷契約米の概算金も下がっているということで、農家にとっても

会長 コロナの影響が大変大きいものと思われます。会議の在り方ですが、8月に農業会議では2つ会議がありましたが、ひとつは書面議決、もうひとつは延期となりました。9月の案内はまだきていませんが、おそらく書面議決になるのではないかと思っています。この蔓延防止が12日で切れることになっていますが、伸びるような感じであります。南砺市でも感染者が出ていますが、これ以上広がらないように願っているところです。

議長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。
本日の署名委員は9番委員、10番委員の2名の方よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第61号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回1件の申請がありました。
面積は 田1,182㎡ 畑1,838.5㎡ 計3,020.50㎡です。
受付番号1番です。
譲渡人〇〇〇〇さんは、県外にいて耕作できないため地元の方に農地を譲り渡すものです。
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといた
します。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 62 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に
ついて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 62 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 1 件の申請がありました。面積は田 837 m²です。

住宅敷地 1 件 田 1 筆 837 m²

事務局 受付番号 1 番です。
現在住宅は空き家になっており、申請人〇〇〇〇さんは将
来的に帰省して居住する予定がないことから売却を計画し調
査したところ、昭和 54 年にもともと建っていた住宅を解体し、
現在の場所に農地法の許可を得ずに住宅を建ててしまったこ
とが判明したため是正申請するものです。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は集落接続
に該当するものと考えられます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありまし
たらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 62 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に
ついて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといた
します。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 63 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、
事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 定前に非農地化されているものです。担当委員が現地確認に行かれております。

10～11 番は、〇〇地域で林道の奥の場所にあり、担当の委員さんが地区の方と現地に行かれております。資料のとおり周りが森林化しているところです。今回、県外にいる所有者から地目変更したく願出書が提出されたものです。

議長 担当委員さんからご意見を伺いたいと思います。

〇委員 この周辺は戦中・戦後、疎開者がたくさん増えましたので、集落の共有地をふりわけて野菜作りをしてました。
戦争が終わって人口も減ってきて耕作できなくなりその結果、完全に山林化してしまったということです。

議長 ありがとうございます。以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 64 号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

議長 報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 32 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は 8 件の届出がありました。
面積は 田 4 筆 2,091 m² 畑 1 筆 1,203 m² 計 3,294 m² です。

事務局

受付番号 1 番は、3 条申請するために合意解約したものです。

受付番号 2～3 番は、南砺市へ売買するために合意解約したものです。

受付番号 4～5 番は、所有者が自分で野菜をハウス栽培するために合意解約されたものです。

受付番号 6～7 番は、4 条申請するために合意解約したものです。

受付番号 8 番は農林水産公社を通して売買するために合意解約したものです。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

〇〇委員

自分も委員になって1年ちょっとたって、前回7月にも〇〇委員さんや〇〇〇委員さんもおっしゃっておられましたが、農用地利用集積計画の中で設定する利用権の賃借料がだんだん安くなっていて、〇〇地域で0円というのがあり、いかがなものかという話があったかと思います。今回の利用権は〇〇地域で金額が書いてありますが、農業委員の中で言ってもだめなのか検討してもだめなのか単純に書いてあるだけなのか。例えば〇〇地域の場合は誰かやってもらわないとまわっていかないという話も聞いた。果たしてそれがいいのか悪いのか、賃借料はどんな考えでいけばいいのか、ちょっとお聞きしたいと思い質問しました。

事務局

賃借料につきましては例年、農業会議のほうで統計調査の数値を使いながら粗収益から生産費を引いた形で経営者報酬に幅をもたせた試算をお示ししているような状況です。

今年3月の総会にお付けした資料では8,000円から13,000円の幅があったかと思います。現場としては平場から山間地まであり、収量的に約2俵の差があるのかなと思っています。

米価が下がっている中、担い手といわれる請負耕作をしている方が支払える賃借料は今後どうなっていくか不透明な状況であり、集落内で耕作できる方がなかなかいないため、何でもいから作ってほしいという声も確かに聞こえてきます。集落営農では今後の機械更新などその都度話し合って決

事務局 めている組織もあるでしょうし、大規模農家につきましては周辺の地形、農地の形状などに合わせて設定しているところもあります。

農協では地域ごとに担い手が集まりまして協議を経て3～6区分に分けたりしています。農業委員会では標準小作料が平成22年に廃止となったことで情報提供という形となった。ある程度の指標は欲しいと言われている中、なかなか地域の事情や地域柄もあるので、数字的には幅を持たせた全体の参考数字もしくは近隣市町村の情報提供ならできるかと思っています。

〇〇委員 あくまでも情報提供ということなのですね。

会長 以前は標準小作料として農業委員会が必ず決めないといけないことに法律でなっていた。それでは農家が困るということで農業委員会が情報提供という形で毎年総会にかけているわけですが、南砺市はさきほど言われた通り、0円からありまして一律に決められないし、地区によってあれから向こうはどうとかいう決め方はしないしてほしいという話もあった。

貸してほしい・作ってほしいという形によって価格もかわってくる。〇〇地域の0円の場合も昔は作らせてほしい、だから払っていた時期もある。今は作ってほしいという話になってそれなら0円でとなった。そんな中、固定資産税はどうなるのかという意見もありましたが、そんなことを言っていたら耕作放棄地になるので何でも作ってほしいと言っておりますが、それでも耕作放棄地が発生します。他のところもみんな一緒だと思います。今のところは農業委員会として情報提供ということだけしかできないのです。参考になりましたでしょうか。

〇〇委員 あまり突っ込めない話なのかなと思って聞いていました。

事務局 今回の賃借料は、営農組織内で決めた金額だと思われます。この金額が高いか安いかは従事分量配当や用水の管理費なども含めて決めていると思います。この地域は中山間地域で単収も低いことから、この金額にならざるを得ないのかなという部分はあります。この地代のほかに発生する費用もあると思いますので、経営面を考慮しての設定ではないでしょうか。

〇〇委員

今のように受け手と貸出手が合意の上で減らすというのであればそれはそれで何ら問題はないと思うのですが、ここ何年か面積が4反とか3反という田んぼが0円になっている。しかもそれが平場だったりするとそれでいいのかなと思っていて。どんな問題が起きているかというのと、農地中間管理機構との契約で書面は0円になっている。それは書面上だけで実際に耕作者と所有者の間に別の契約が存在している。往々にして全部口頭です。なんでそんなことが発生するかというのと、農地中間管理機構で仮に1万円と設定してそれを変更するときには契約を全部やり直さないといけない。金額というのは契約の基本ですからそれがかわるといことは貸出し手の印もいるし受け手もいる。甲乙両方の一式の契約書を作らないといけない。それを発送してお互いの印をもらうと非常に手間暇がかかる。耕作者としては値段がこれだけかわってくると賃借料を下げたいということが出てきて毎年契約をかえていたらたまらないので苦肉の策として農地中間管理機構との契約を0円にして別の契約、それは書面か口頭かはわからないが、耕作者と貸出手の間で今年米が安くなったから千円下げとくちや、ということで実際お金は契約書があるかないかわからないところから振り込んでくる。それが両者納得していればいいが、前回申し上げたのはお父さんが亡くなられて農地中間管理機構と契約書はなっているのにお金を振り込まれていないけど、どうしてこんなことになるのかという話だった。背景がわからないから息子さんからしたら田んぼを貸しているのになんで0円になるのかとなる。耕作者と親でどんな契約しているかわからないから相談にこられた。農業委員会もそうですが、それが本当に実態にあっているのかどうか、こんなことを責めていると農地の信頼性がなくなるのではないかと思う。その土地が中山間地域みたいにお互いに0円の価値だと認識しているなら納得いくが、実際は1万円ほど払ってもらわないといけない田んぼを0円としてななめの契約を行っていることがお互いに納得しているうちはいいんですが、今みたいにお父さんが亡くなられて息子さんが引き継いだ時にどうなっているのか、なんか背景知っていますかとなる。多分そういうようなことのために0円設定がうまく利用されているのではないかと思う。これは南砺市だけではなく、いろいろなところで知恵を出してこんな運用をされているんだと思う。今年は2,000円くらい下がりましたからま

〇〇委員 た同じような形態が出てくるのではないかとと思いますが、果たしてそれが本当の土地利用の制度としていいのかどうかということで前回提議させていただいたというのが実態です。

事務局 今言われたとおり契約内容もわからないというのはそういう問題もあると思います。今のところ 0 円設定は法的に問題ないのですが、米もやはり天候にも左右されるので出来高払いとか物納という 0 円契約が発生してくるのだと思います。別の契約というものを書面化して残しておいてもらうということはこちらの方で指導していかないといけないと思いますので、この 0 円契約が発生したときにはほかの契約の有無について問うていかなければならないのかなと思っています。今後口頭だけでは難しいところもありますので、残していくような形をとるように指導していきたいと思います。

議長 よろしいでしょうか。

議長 先ほどから中間管理機構の話が出ていますが、農業新聞に中間管理機構と農業会議の合併をしたいという〇〇県の記事が出ていました。全国的に広がっていくかはわかりませんが、そういう動きがあるということ、合併するとなると、農業会議に中間管理機構が入る形になるわけです。全国的な動きはないですが、そういう記事が載っていたというお知らせでございます。

議長 その他について事務局からお願いいたします。

事務局

- ・ 全国農業新聞……南砺市記事掲載新聞配布
- ・ 農地パトロールについて
- ・ 活動報告（7～9月分）提出について

議長 ほかに何かございましたら、ご意見等伺いいたします。

議長 特にないようですので、本日の議案・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和3年10月1日（金）午後2時から、場所は福光庁舎別館3階 大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第14回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 2 時 45 分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長